

山口県報

令和3年
9月24日
(金曜日)

目次

○選管告示

選挙人名簿選挙時登録の基準日.....

山口県選挙管理委員会告示第六十号

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和三年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

選挙時登録の基準日

令和三年十月六日

令和三年九月二十四日印刷

発行人所

山口県知事